

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008広第69号	
事故等種類	損傷（送電線）	
発生日時	平成20年11月18日 11時53分ごろ	
発生場所	広島県呉市大崎下島北方沖 御手洗港久比沖防波堤西灯台から真方位254°500m付近 (概位 北緯34°11.2′ 東経132°49.4′)	
事故等調査の経過	平成20年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	クレーン付台船 T-20、1,589トン なし、株式会社寺岡	
乗組員等に関する情報	船体ブロック製造会社保全担当者	
死傷者等	なし	
損傷	広島県呉市大崎下島と三角島の間に架設された送電線の切断 三角島の約120世帯停電	
事故等の経過	本船（以下「A船」という。）は、平成20年7月ごろから無人として、広島県呉市三角島所在の船体ブロック製造会社棧橋に着棧していた台船（以下「B船」という。）に係留中、係留索が切断してA船が漂流し、平成20年11月18日11時53分ごろ、A船のクレーンが大崎下島と三角島を結ぶ高さ約40mの送電線に接触し、送電線が切断した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5 海象：波高 1m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり あり A船は、長期間無人としてB船に係留中、係留索がB船の甲板と舷側外板の接合部分に擦れて、切断したものと考えられる。 船体ブロック製造会社保全担当者は、長期間A船をB船に係留中、係留索の摩耗状況等の点検を適切に行っていなかったため、同索がB船の甲板と舷側外板の接合部分に擦れて、擦り切れた状態になっていることに気付かなかったものと考えられる。 A船の係留索は、同索に擦り当てを装着していなかったこと、A船の甲板がB船の甲板より約3m低い状態であったこと、及び風力5の風でA船が動揺したことにより切断した可能性があると考えられる。 A船は、係留索切断後、西風により東へ流され、東側に架設されていた送電線と接触したものと考

	えられる。
原因	本事故は、三角島所在の棧橋において、A船がB船に係留中、A船の係留索が船体の動揺等により切断したため、A船が漂流して送電線と接触したことにより発生したものと考えられる。